



問 団地開発に伴う公園の設置に係る取り扱いについて問う

団地開発に伴う公園の増加により、公園の管理に係る地方公共団体の負担が増加する中、国は地方公共団体が条例により、一定の条件の下、開発行為に伴う公園等の設置基準（整備が必要な開発区域の面積の最低限度）を緩和できるように制度を改正しており、実際に運用している市町もあると聞いているが、津市の考えは。

答 先進地の運用状況について調査研究していく

都市計画法において、開発区域の面積が3千平方メートル以上、5万平方メートル未満の開発については、面積の3%以上の公園、緑地または広場を設けることとされており、津市も同様の基準で運用しているが、同法施行令の改正により、公園等の設置を義務付ける開発区域の面積の最低規模を1万平方メートルを超えない範囲で緩和できるようになり、実際に姫路市や日立市などでこうした運用をしていることは把握している。公園の利用状況や行政の負担などのバランスを見ながら、よりよい住環境の形成につながるよう、先進地の運用状況などについて調査研究していく。

その他の質疑・質問

- 通学路交通安全プログラムの現状と課題
- 合同点検実施箇所の公表について
- 関係部局との連携について
- 個別施設計画について
- 施設カルテの有効活用を
- 進捗状況の確認は
- 公園の維持管理について

▶ 開発団地内にある公園



問 メタボ健診の受診率向上を

津市が行う特定健康診査は、「メタボリックシンドロームに着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための健康診査および保健指導を行い、メタボリックシンドロームの該当者・予備群を減少させること」を目的としているが、その受診率は県内でもかなり低い数字となっている。

受診率を高めるために、受診できる期間を見直すなど、何か対策は取っているのか。

答 個別健診のほか多様な受診機会の提供などに取り組んでいく

津市では病院等での個別健診に加え、健診事業者との契約による施設健診、各保健センター等で行う巡回健診、地域で一定数がまとまって健診を希望される場合の出前健診を行っている。また、未受診者へのはがきや電話での受診勧奨のほか、モデル地区を設定して地区住民相互での声掛けやチラシの回覧に加え、市職員が地域住民のお宅への戸別訪問などを行っている。

個別健診の期間について、三重県医師会との協議では11月末日以降の延長は医療機関での受入れが困難であるとされたが、今後、津地区医師会や久居一志地区医師会の意見も伺っていきたい。

その他の質疑・質問

- 小中学校・保育園の施設、備品の修繕について
- 教育委員会の修繕班とは、どのような組織でどのような内容の業務か
- 出勤する頻度は
- 交通費など手当はできているか
- 保育園はどのような対応となっているか
- 休日夜間窓口について

▶ SDGsの目標に向かう政策の一つとして、市役所本庁の休日夜間窓口の改善を

